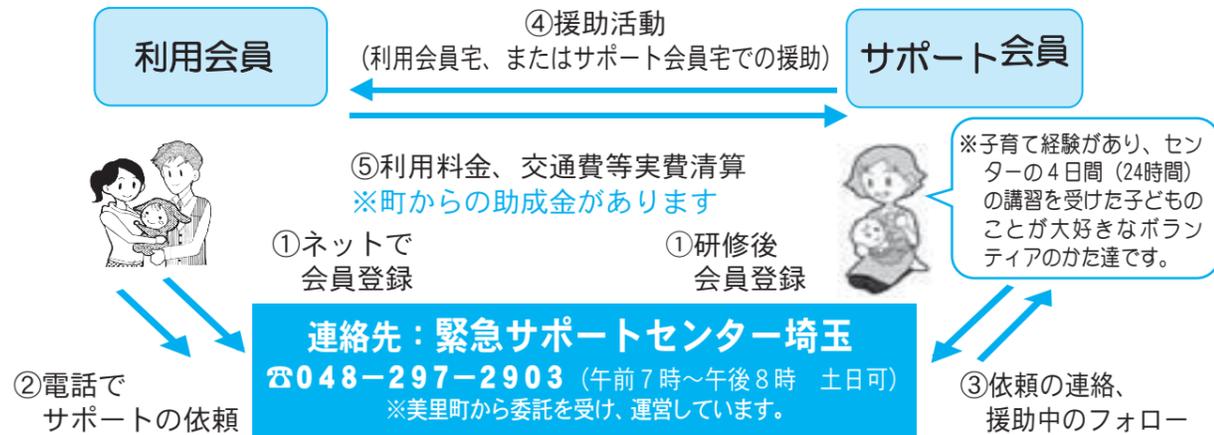


ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンター

子育てしているお母さん、お父さん！ いつもお孫さんを見ているおばあさん、おじいさん！ 急に子どもを預かってほしい時、ちょっと息抜きしたい時、地域のサポート会員がお子さんのお世話やお預かりなど、育児のお手伝いをします。

※子育てのお手伝いをしたいかた（利用会員）とお手伝いをしたいかた（サポート会員）が会員となり、センターの仲介をとおして、会員同士が支え合う活動です。



★依頼の内容によってファミリーサポートセンター、緊急サポートセンターを使い分けます

予定が決まっている・元気なお子さんの預かり

ファミリーサポートセンター

急を要する時・病気のお子さんの預かり

緊急サポートセンター

- ◎預かり場所: サポート会員宅、利用者宅、その他
- ◎預かり対象年齢: 原則0歳～小学校6年生まで
- ◎預かり人数: 複数可。サポート会員と相談の上決定します。※病児の預かりは1対1の援助のみとなります。
- ◎保険: NPO保険加入 (賠償責任・傷害保険)

★ご利用には事前の登録が必要です ～利用の流れ～

●登録する

- ①「緊急サポートセンター埼玉」で検索。
- ②美里町をクリック。会則、サポート内容（利用の手引き）をお読みのうえ、入会申込フォームに入力し、送信してください。
- ③登録完了！
※インターネットを使わないかたは郵送、FAXで必要書類をお送りしますのでご連絡ください。
住民福祉健康課 住民福祉係 (☎76-5132) にも入会申込書があります。



緊急サポートセンター埼玉 ホームページ

●依頼する

利用希望日時が決まったら緊急サポートセンター埼玉へ電話で連絡
☎048-297-2903 (受付時間: 午前7時～午後8時 土日可 年末年始12/29～1/3休み)

利用時間と料金について

- ◎利用できる時間 午前5時～午後10時
- ◎利用料金 1時間あたり 800円～1200円
※美里町から1時間あたり300円～400円の利用料補助があります。利用後に住民福祉健康課へ申請してください。

ご登録したかたに、3時間無料
お試し券プレゼント!!

登録、利用についての問合せ

緊急サポートセンター埼玉

運営団体 特定非営利活動法人 病児保育を作る会
☎048-297-2903 FAX 050-3488-0147 Mail: byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp
(電話受付時間 午前7時～午後8時 年末年始休)

制度についての問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132

美里町起業支援事業補助金

産業の振興および活性化を図るため、町内で起業する事業者には補助金を交付します。

◎補助対象者

- ・代表者または1人以上の従業員が町内に住所を有するかた
- ・法人にあっては、本店が町内に住所を有するかた
- ・町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあるかた
- ・代表者が町内に住所を有していない場合は、町内に住所を有しているかたを新規で1年以上雇用する見込みがあるかた

◎補助内容および金額

- ◆事業所開設に要する経費(事業書の購入、建設、改修費)への補助(町内業者によるものに限る)
補助率 1/2
補助限度額 50万円
- ◆事業所などの賃借に要する経費への補助
補助率 1/2
補助限度額 50万円(月額5万円)
補助対象期間 事業開始日から12か月以内



- ◆事業所の雇用促進を目的とする経費への補助(事業実施に必要な人件費)
補助率 1/2
補助限度額 50万円(月額5万円)
補助対象期間 事業開始日から12か月以内

※補助対象経費は50万円以上とします。
※申請は補助対象事業ごとに1回限りとなります。
※複数の事業を申請する場合、補助限度額の合計は50万円とします。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

結婚新生活支援事業

美里町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの費用の一部を助成します。

◎支給対象者

- 平成30年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件を全て満たす世帯
- 前年(4月または5月の申請は前々年)の夫婦の合計所得が340万円未満
※夫婦の双方または一方が申請時において無職の場合、離職したかたについては所得なしとして算出します。
 - 補助金の交付申請時に夫婦ともに34歳以下
 - 対象となる住居の住所へ夫婦のいずれもが転入届または転居届を提出し、受理されているかた
 - 夫婦のいずれもが町税などを滞納していないかた
 - 補助金の交付から3年以上美里町に居住する意思があるかた
 - 他の公的補助による家賃補助を受けていないかた



◎対象経費

- 平成30年4月1日以降に結婚を機に生じた費用
- 新たに美里町内の住宅を取得した際の費用
 - 新たに美里町内の住宅物件を賃貸する際にした費用で、賃料、敷金、礼金共益費および仲介手数料
 - 婚姻に伴う引越しに要した経費

◎補助金額

1世帯あたり30万円(上限)

◎交付申請について

補助金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132